

# 授業の公認欠席（公欠）の取扱いについて＜概念図＞

公欠となる事項は、以下の1～4の場合です

1. 感染症に罹患したことにより、医師の診断に基づき出席停止の措置を受けた場合  
・インフルエンザ・風しん・新型コロナウイルスなど  
※特定の感染症に限る

届け出ること**で公欠**  
出席停止の期間の基準に従い、治癒または治癒後定められた期間まで

履修上不利とならないよう、授業担当教員により当該授業に相当する学修が補われる

2. 親族が死亡した場合  
①配偶者または1親等の親族（父母・子）  
②2親等の親族（祖父母，兄弟姉妹等）

届け出ること**で公欠**  
親族に応じ次に掲げる日数（連続する暦日とし、葬儀等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間  
①配偶者または1親等の親族（父母・子） 7日  
②2親等の親族（祖父母，兄弟姉妹等） 3日

履修上不利とならないよう、授業担当教員により当該授業に相当する学修が補われる

3. 裁判員又は裁判員候補者に選任された場合

届け出ること**で公欠**  
半日程度，出頭又は出席すべき日数

履修上不利とならないよう、授業担当教員により当該授業に相当する学修が補われる

4. その他やむを得ない事由があると認められる場合  
・犯罪行為で被害を受けた  
・天災等で被害を受けた

届け出ること**で公欠**  
本学が必要と認める期間

履修上不利とならないよう、授業担当教員により当該授業に相当する学修が補われる

【注意】 ◆ 上記の各手続きは、松江キャンパスにあっては松江地区学部等事務部学務課（学生センター各学部・研究科），出雲キャンパスにあっては医学部事務部学務課（学部・研究科）に提出してください。新型コロナウイルス感染症に係る提出（添付）書類については、各窓口にご相談すること。  
◆ 上記以外の授業欠席については、公欠になりません。別途「欠席届」または「長期欠席届」を提出してください。